

大阪国道事務所風水害対策部運営計画

第4条 (防災体制の発令基準)

1. 対策部長（事務所長）は、発令基準に基づき体制を発令又は解除しなければならない。
2. 気象情報等の適用区分及び体制対象雨量は次のとおりである。

路線	区域	延長	雨量 観測所名	電話番号	注意体制 対象雨量	注意体制 強化 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 対象雨量 (通行止)
25	柏原市国分東条町 (111.9kp～113.3kp)	km 1.4	テレメーター (亀ノ瀬) 柏原市大字峠	(西大阪) 06-6553-8825	mm 80	mm 120	mm 160	mm 200
165	柏原市田辺2丁目 ～柏原市旭ヶ丘4丁目 (24.4kp～25.1kp)	km 0.7	テレメーター (穴虫) 香芝市穴虫	(西大阪) 06-6553-8825	mm 80	mm 120	mm 160	mm 200
その他の区域			当該出張所		—	—	mm 250	—

※注（１）雨量は連続雨量とする。

- （２）連続降雨の判断は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断して行うが、原則として降雨の３時間未満の中断は、連続降雨として取り扱う。但し、時間降雨量２mm以下が３時間連続した場合は、０mmと見なす。
 - （３）亀ノ瀬区間の地滑り及び冠水により奈良国道事務所が非常体制となった場合奈良国道事務所からの要請があれば大阪府側の交通規制を大阪国道事務所が行う。
 - （４）亀ノ瀬雨量観測所が非常体制になった場合は、奈良国道事務所に奈良側の交通規制を要請する。
 - （５）河川管理者からの越水に関する情報提供又は、要請があった場合は、管内の交通規制を行う。（大和川への対応）
3. 冠水について、
近年、都市部において発生している集中豪雨（ゲリラ豪雨）について、以下箇所については注意するものとする。

路線	区 間	k m	観測所名	出張所	電話番号
43	西成区中開 西成アンダーパス	0.5	大正	西大阪	06-6553-8825
26	西成区花園北 26号JRガード下	0.1	大正	西大阪	06-6553-8825
1	城東区関目 1号京阪関目アンダーパス	0.1	今福	北大阪	06-6931-0241
163	城東区関目 163号京阪ガード下	0.1	今福	北大阪	06-6931-0241

※平成20年8月及び9月の集中豪雨（ゲリラ豪雨）により栃木県・広島県において、道路のアンダーパス部が冠水し、車両が水没し死亡するなどの事故が発生した。西成アンダーパスについては、ポンプ施設、点検等を毎年行っているが、ポンプ故障が発生した場合又は、排水許容量を超えての降雨が発生した場合、浸水の危険性の高い施設を明記したので注意されたい。

気 象 台 情 報 適 用 区 域 一 覧 表

路線名	区域	気象台名
1・2・25・26・43・163・165・171・176・481号	大阪国道管内	大阪管区気象台

4. 河川越水対応について

近年の台風襲来による河川越水により、河川渡河部などの道路が通行不能となる事象発生のある恐れがある。各河川の河川管理者からの連絡体制を確立し、道路管理者において通行規制の対応が必要となる。

水防法で指定している「洪水予報指定河川※1」、「水位周知河川※2」について対象となる河川渡河部の河川の情報について、直轄河川以外については大阪府より情報提供（FAX）を受けることになっている。（風水害対策編【参考】に記載）

※1 水位等の予測が技術的に可能な「流域面積が大きい河川」

※2 流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川

5. 防災体制の発令基準は次のとおりとする。

	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 風雨に関する注意報若しくは警報（以下「注意報等」という。）で、連続雨量が別に定める注意体制対象雨量に達した場合。 2) 雪に関する情報により、除雪等の作業が予測される場合。 3) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合。 4) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合。
注 意 体 制 強 化	1) 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める注意体制強化対象雨量に達した場合。 2) 風雪注意報・大雪注意報等が発表され、対策部長（事務所長）が必要と判断した場合。 3) 国又は大阪府等の管理する河川の「はん濫注意情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 4) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合。 5) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合。
警 戒 体 制	1) 注意報等の発表下で連続雨量が別に定める警戒体制対象雨量に達した場合。 2) 大雪警報等が発表され、対策部長が必要と判断した場合。 3) 暴風雨等により通行規制のおそれがある場合及び道路に重大な被害が発生するおそれがある場合。 4) 国又は大阪府等の管理する河川の「はん濫警戒情報」「はん濫危険情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 5) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合。 6) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合。
非 常 体 制	1) 注意報等の発表下で連続雨量が別に定める非常体制対象雨量に達した場合。 2) 暴風雨等により道路の通行規制が実施された場合。 3) 重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。 4) 通行止が発生した時又は、緊急事態が予想される場合。 5) 国又は大阪府等の管理する河川の「はん濫発生情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 6) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合。 7) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合。

6. 防災体制の解除は、道路パトロールの報告を受け、対策部の設置の必要性がなくなったと判断される場合に行うものとする。

大阪国道事務所地震災害対策部運営計画

第4条 (防災体制の発令基準)

1. 対策部長（事務所長）は、発令基準に基づき体制を発令又は解除しなければならない。
2. 防災体制の発令基準は次のとおりとする。

	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 管内に震度4の地震が発生した場合 (但し管理している国道が通っていない地域で震度4の地震が発生した場合は体制に入らない) 2) 管内に津波注意報が発表された場合 3) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合 4) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合
警 戒 体 制	1) 管内に震度5弱または5強の地震が発生した場合 (但し大阪市内にあっては震度5弱の地震が発生した場合) 2) 管内に津波警報が発表された場合 3) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合 4) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合
非 常 体 制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合 (但し大阪市内にあっては震度5強以上の地震が発生した場合) 2) 地震による重大な災害が発生した場合 3) 管内に大津波警報が発表された場合 4) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 5) 津波警報等が発表され、防潮鉄扉等が閉鎖した場合 6) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合 7) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合

3. 防災体制の解除は、道路パトロールの報告を受け、対策部の設置の必要性がなくなったと判断される場合に行うものとする。

大阪国道事務所道路災害対策部運営計画

第4条 （防災体制の発令基準）

1. 対策部長（事務所長）は、発令基準に基づき体制を発令又は解除しなければならない。
2. 防災体制の発令基準は次のとおりとする。

	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合 2) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合
警 戒 体 制	1) 道路災害による通行規制のおそれがある場合 2) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合 3) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合
非 常 体 制	1) 道路災害が発生し、通行規制が生じた場合 2) 対策部長（事務所長）が必要と判断した場合 3) 道路部対策本部長（道路部長）が指示した場合

3. 防災体制の解除は、道路パトロールの報告を受け、対策部の設置の必要性がなくなったと判断される場合に行うものとする。